

# 新しい行政システム「大阪モデル」づくり

～21世紀の府県像を目指して、透明でわかりやすい行政運営～

## 1 大阪都市圏における地方自治制度の将来像

### 基本方針

#### ■ 都道府県制度のあり方

##### （都道府県の存在意義）

公共サービスをできるだけ住民に身近な行政主体(政府)で行うことは住民自治の観点からも、また効果や効率の面からも適切であるため、政府間の事務配分にあたっては、基礎自治体である市町村を優先する必要がある。同時に、市町村が、この役割を一層的に果たすためには、その行財政基盤の強化や効率的なサービス提供が求められる。こうした認識のもとに、府としては権限移譲を推進するとともに、府域の市町村における都市型の多様な合併への取組などに対し積極的に支援していく。その半面、結果として都道府県の事務が縮小することは免れない。都市化が進んだ府の場合、このような問題は現実のものとなっている。構造的な財政危機ともあいまって、将来の府のあり方を考えるにあたっては都道府県の存在意義に立ち戻って検討する必要がある。

##### （都道府県制度をどう変えるか）

現在の地方自治制度がスタートしてからも半世紀以上経過し、広域自治体としての都道府県が、現在の社会経済状況に対応しているのか、変えるとしてどう変えるべきかについては、多くの意見がある。「広域自治体としてどのような規模や組織が適切か。」は十分な議論が必要だが、団体自治と住民自治という地方自治の本旨からすると、どのような結論に至るにせよ、**地方自治体（この場合は都道府県）とその住民の自由な選択**に基づく必要がある。

#### ■ 将来の大阪都市圏における地方自治制度の姿

##### （広域自治体としての機能強化）

府は、現在担っている市町村域を超える広域的な都市の基盤となる施設の整備・管理など広域行政サービスに加え、大阪再生のため、広域交通網、物流、IT、環境保全・創造、研究開発など広域的行政課題の多くを先導する。これを実現するために、地域の実情に応じた行政が行えるよう、法律による規制、義務付け等の立法的関与の見直しなど（P28・29参照）とともに、**都道府県**の意思と能力に応じ、**都道府県と国との協議により権限と財源を移譲する制度の創設**を求める。

##### （広域連携の推進）

府域を超える課題については、関西広域連携協議会など法律上・事実上の各種方式を活用し、関係府縣市や経済界との連携を深め、解決を図っていく。あわせて、府民や市町村の意見を聞きながら関係府県とともに、さらなる連携・協働の強化のための方策を検討していく。

### （地域の企画調整機能）

大阪府は、市町村や関西の府県などと連携しながら、さまざまな提言やヴィジョンを発信するなど府域や関西都市圏のプランナー、あるいはコーディネーターとして地域発展戦略の中心的機能を果たす。また、市町村に比べ規模が大きく、国より現場に近いという特性を活かし、果敢に新たな行政課題に挑戦する。

### （大阪市等市町村との連携協働）

関西都市圏の中心都市である大阪市と連携協調して効率的で効果的な大都市行政を進め、大阪の再生を実現する。また、各市町村と協働の取組をすすめる。

### （大都市行政システムの研究）

府県と政令指定都市との関係については、都制の採用や大都市と周辺都市との連携などが各方面において提案されている。大阪府としては、**新しいタイプの、「大阪都」というべき構想や府市連合**など、世界有数の大都市圏である大阪・関西の発展を支えるに足る地方自治システムのあり方について、そこに生活する住民の立場で各構想の得失を含め研究する。

## ■ 国に關与の見直し等を求めるもの（例）

分野名	考え方と項目例
まちづくり	地域が主体的にまちづくりを進め、また、大都市圏における都市基盤整備を自立的に行うことができるよう制度改革が必要である。 ▶ 都市計画決定・変更の認可については、原則として、府県段階で独自に決定できる制度に改める。 ▶ 国家的重要度の高い埋立ての場合を除き、公有水面埋立てに係る国土交通大臣の権限を府県に移譲する。
保健・福祉	健康福祉社会づくりのためには府県が専門性を発揮し、市町村を支援するとともに、地域の実情に応じた施設整備等が行える仕組みを整備する必要がある。 ▶ 水道事業及び水道用水供給事業に係る厚生労働大臣の認可を府県に移譲する。 ▶ 社会福祉施設整備に係る国庫補助基準を弾力化する。
産業振興	大阪産業を再生するためには大都市に課された規制を廃止し、地方の創意を生かした産業振興策を展開できるよう制度改革が必要である。 ▶ 「工業再配置促進法」の廃止もしくは、都市部に新たな産業の集積を促すという観点から、抜本的に見直す。 ▶ 「工場等制限法」を廃止する。

分野名	考え方と項目例
教育・文化	<p>地域の実情に応じた教育行政が展開できるよう、学校教育分野における実情に即した規定の改廃を行うとともに教育活動の範囲に応じ国・地方の役割分担を適正化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 定時制課程について、勤労生徒を前提とした制度から昼間部をはじめとした新しいタイプの定時制にふさわしい制度に転換を図る。その際、定時制通信教育手当についても勤務実態を踏まえた運用ができるよう改める。</li> <li>▶ 盲・聾・養護学校の教職員標準法定数内において、教諭のほか自立活動、職業教育等の専門的スキルをもつ人材を配置できる制度に改める。</li> <li>▶ 広域通信制高等学校は、教育活動の範囲が全国的であることから指導監督権限を府県から国に移管する。</li> </ul>
行政運営	<p>地方公共団体が地方政府として組織・運営について主体的、自立的に決定し、地域の実情に即して効率的な運営ができるよう制度を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 都道府県の部局数や副知事・助役の定数など地方公共団体の組織運営に関する規制を改め、これらの事項は条例等に委ねる。</li> <li>▶ 同一都道府県内の市町村の境界変更に関する都道府県知事の決定制度については関係地方公共団体の合意に委ねる制度に改める。</li> </ul>

## 2 市町村との新たなパートナーシップの構築

### ■ 市町村の行財政基盤の充実・強化に向けた支援

府と市町村が対等・協力の関係に立ち、市町村が地域に関わる行政を総合的かつ自律的に担っていけるよう、市町村の行財政基盤の充実・強化に向けた取組を積極的に支援する。

項目	内容
市町村の行財政基盤の充実・強化に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中核市・特例市への円滑な移行に対する支援</li> <li>▶ 市町村への権限移譲の推進</li> </ul>

### ■ 自主的・主体的な市町村合併の推進

中核市や特例市への移行など、都市型の多様な合併を推進する観点も踏まえながら、「大阪府市町村合併支援本部」等を通じ、市町村の自主的・主体的な取組を積極的に支援する。

項目	内容
自主的・主体的な市町村合併の推進	気運の醸成、合併推進事業補助金等による具体的な検討に対する支援、及び合併後のまちづくりへの支援

### ■ 市町村との協働

政策形成、サービス提供、行政運営等について、府と市町村が一体となって取組をすすめることで、ユーザー（住民）の満足度や事業の効率化につながる場合、府が調整機能を発揮しつつ、市町村とイコールパートナーとして協働の取組をすすめる。

項目	内容	年次
政策形成の協働	少子高齢社会における持続可能な健康福祉施策体系の確立をめざし、福祉医療費助成制度のあり方などについて、府・市町村の連携のもと研究する。	-
サービス提供の協働	府と市町村が参加する地域情報ネットワークの構築、情報システムの共同開発、及び情報サービスの連携に向け、これまでの共同事業（オーパススポーツ施設情報システム）を発展・継承させ、新たな共同取組推進組織の設立を検討する。	H13 着手
	地元市町村が行う地域の活性化検討にあわせて、地域に密着した府立施設について、サービスの向上、経営改善の視点から、その活性化方策について、府と地元市町村が協働で検討する（例：府民の森「ちはや園地」）。	H13 着手
マネージメントの協働	新たに市町村に移行するサービス（精神保健福祉業務の一部）の円滑な提供に向け、市町村間の連携と応分の負担のもと、府の専門マンパワーを有効に活用する。	H14 着手
プロモーションの協働	海外における諸活動の総合力を高めるため、大阪市の海外事務所との事業連携・共同化を推進する。当面、シンガポール、上海をモデルケースとして大阪市との共同設置をすすめる。	H14 着手

### 3 施策の進行管理システム

項目	内容
総合的な行政評価の実施による進行管理システムの整備	<p>総合計画と予算編成との連携を図る施策評価・建設事業評価の実施により、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを確立するとともに、評価によって得られた客観的な情報によって、重点的に取り組むべき施策を選択するなど施策の再構築を図り、施策の企画立案・実施に関する透明性を高めていく。</p> <p>&lt; 施策評価 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施策ごとに施策目標を設定し、施策目的を達成するための手段である事務事業について、施策目的に対する寄与度を踏まえた優先順位付けを行うことにより、資源配分の方向性（重点化、見直し、新規事業の展開）を明確にする。</li> <li>▶ また、施策目標に対する達成状況や施策に対する社会的ニーズの状況などを点検するとともに、施策に関する情報を府民に提供する。</li> </ul>
建設事業評価による適正なチェックシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新規のプロジェクト及び一定規模（事業費10億円）以上の建設事業について、着手までに外部の専門家等による事前評価を行い、事業実施の可否を決定する。</li> <li>▶ また、従来の建設事業再評価に加え、大幅な計画変更を要するプロジェクトについても、必要に応じ、外部の専門家等による評価を実施する。</li> </ul>
公営企業の経営評価による経営の効率化やサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 公営企業（病院、市場、水道事業）について、経営の効率化と提供するサービスの質の両面において、その改善内容を表す指標とそれぞれの目標を設定する。</li> <li>▶ また、評価にあたっては、外部の専門家等による評価を活用し、目標に対する達成状況など、分析・点検を行う。</li> </ul>
行政コスト情報の提供	<p>平成12年度に民間企業の貸借対照表にあたるバランスシートを作成し公表したところであるが、行政運営の効率性を判断する材料として、また、コスト情報の提供手法として、減価償却などを含めた、主な施策分野ごとのコストなど、損益計算書にあたる「行政コスト計算書」の作成をすすめる。</p>